

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

- 木造
 - ・ 階数が2以下
 - ・ 延べ面積500㎡以下
 - ・ 高さ13m以下／軒の高さ9m以下
- 木造以外
 - ・ 平屋
 - ・ 延べ面積200㎡以下

改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下※1

仕様規定
(壁量計算
等)の
対象変更※2
- 木造以外
 - ・ 平屋
 - ・ 面積200㎡以下

変更なし

※1 平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし

※2 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前

対象外

改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下

確認検査の
対象拡大

(平屋かつ面積200㎡以下のものを除く。)
- 木造以外 対象外

変更なし

(注1) 新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限り。また、1号建築物を除きます。

(注2) 小規模工作物(煙突、高さ10m以下の広告塔、高さ3m以下の擁壁等)の対象については変更はありません。